

茨城県圏央道沿線・千葉県東葛・千葉県千葉市地域
新産業創出推進ネットワーク規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、茨城県圏央道沿線・千葉県東葛・千葉県千葉市地域新産業創出推進ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）という。

(目的)

第2条 ネットワークは、茨城県圏央道沿線地域及び千葉県東葛地域・千葉県千葉市地域並びにその周辺地域を基軸とする地域（以下「当地域」という。）において、産学官の連携の下で、当地域の中堅・中小企業の製品開発力の強化と市場の拡大等により、新規産業創造を図り、当地域を世界有数の新規産業の基盤として発展させ、もって21世紀の我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 ネットワークは、前条の目的を達成するために、当地域において次に掲げる事業を行う。

- (1) 製品開発に資する研究開発を促進するための諸活動
- (2) 産業界及び産学官における交流・連携を促進するための諸活動
- (3) 新規産業創造のための諸活動
- (4) 事業環境の向上のための諸活動
- (5) 国及び自治体等が行う各種施策の活用に係ること
- (6) 前各号に掲げるものの他、ネットワークの目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種別等)

第4条 ネットワークは、第2条の目的に賛同する一般会員及び協力会員をもって構成する。

2 会員の資格は、次のとおりとする。

一般会員 ①原則として、当地域内に主たる事業活動の拠点を置く製造事業者及びその他製品開発関連事業者

②当地域内に主たる事業活動の拠点を置く製造事業者及びその他製品開発関連事業者と協力関係を有する大学等の学校、公益法人及び個人

③当地域内の商工団体及び中小企業団体

④当地域内に行政区域が存在する地方公共団体

協力会員 ①一般会員以外の者

(会員の入退会)

第5条 ネットワークに会員として入会または退会しようとする者は、書面によりその意思を第13条に定める事務局に示さなければならない。

(会員の責務)

第6条 会員は、第2条に定める本ネットワークの目的を尊重し、ネットワークの実施する事業に積極的に参加するよう努めるものとする。

(会員の負担)

第7条 当分の間、会費は徴収しない。ただし、ネットワークが個別の事業を実施するにあたって、当該個別事業に参加する会員から、当該個別事業に係る経費の一部を徴収することができる。

第3章 役員

(役員)

第8条 ネットワークに、次の役員を置くことができる。

会長 1名

副会長 4名以内

(役員の任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(役員職務及び任免)

第10条 前2条に定める役員職務及び任免等に関する事項は、総会の承認を得て別に定める。

第4章 総会

(総会)

第11条 総会は、会長の召集により開催する。

2 総会は、会員等をもって構成する。

3 総会は、ネットワークの運営等に関する重要事項を協議する。

第5章 研究会等

(研究会等)

第12条 事業の円滑な実施を図るため、ネットワークに研究会等を置くことができる。

2 各研究会等は、その名称、事業内容、運営方法、事務局などに関する事項を定めることができる。

3 各研究会等は、第2項に掲げられた事項を定めたとき、または改訂したときは、その内容を総会に報告するものとする。

第6章 事務局

(事務局)

第13条 ネットワークの事務局を株式会社つくば研究支援センター及び公益財団法人千葉県産業振興センター東葛テクノプラザに置く。

2 事務局に地域連携マネージャー及びコーディネーターを置くことができる。

3 ネットワークの運営に関し、関東経済産業局は最大限協力するものとする。

第7章 その他

(その他)

第14条 その他ネットワークの運営に関して必要な事項は、会長の承認を得て、別に定める。

付則 この規約は、平成18年4月1日から施行する。

付則 この規約は、平成22年5月14日一部改正し施行する。

付則 この規約は、平成23年6月9日一部改正し施行する。